

第2次那須塩原市総合計画 後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市が解決しなければならない課題と、市民が求めているニーズを踏まえ、次に本市が進むべき方向性を明確にする計画として、平成 29(2017)年 3月に第2次那須塩原市総合計画を策定した。

総合計画の前期基本計画では、基本構想で定めた政策の大綱に基づき、必要な施策に取り組むとともに、4つの重点プロジェクトを掲げ、市の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の具現化及び、県北地区の中心都市となるためのステップとして取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症対応による事業の延期や中止等により、第2次那須塩原市総合計画前期基本計画（平成 29年度～令和 3年度）に掲げた施策の進捗が図れない可能性があることから、基本構想及び前期基本計画の計画期間を 1年延長し、新たに令和 5(2023)年度以降の 5年間を計画期間とする後期基本計画を策定するものである。

2 計画策定の基本的な考え方

- 現行の基本構想の部分については、構想期間を 10年間（11年間に変更）と定めており、まちづくりの基本理念及び市の将来像の実現を目指すための基本政策を位置付けたものであるため、基本的には直近の社会経済状況（人口動態等）を踏まえた見直しとする。
- 基本計画の部分をおめる基本施策及び重点プロジェクトについては、以下の観点から改めて設定する。
 - ・ 社会情勢及び市民ニーズの的確な把握
 - ・ 前期基本計画の進捗状況及び検証
 - ・ 市長公約の明確な位置付け
- 平成 27(2015)年に国連において採択された SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりを目指した計画とする。
- 後期基本計画の策定に応じた実施計画及び行政評価の一体的な見直しを行う。（施策評価等）

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

本市のまちづくりに対する根本的な考え方、目指すべき将来像、将来像を実現するために必要な政策の大綱を定め、その実現に向けた総合的な指針を示すもの。

<計画期間>

- 平成 29 年度(2017 年度)～令和 8 年度(2026 年度)（令和 9 年度（2027 年度）に変更）

(2) 基本計画【後期基本計画策定】

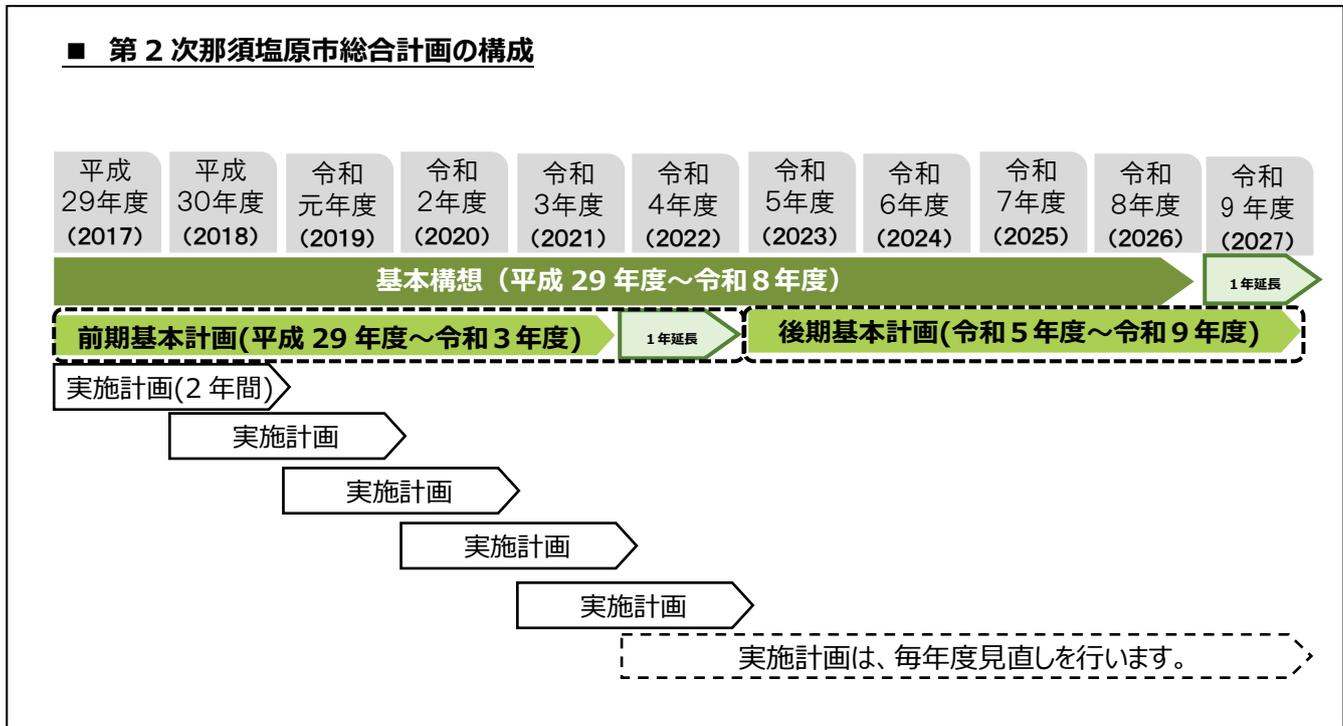
基本構想に定めた政策の大綱に基づき、本市の目指す将来像を着実に実現するために必要な施策を、体系的に示すもの。

<計画期間>

- 前期：平成 29 年度(2017 年度)～令和 3 年度(2021 年度)（令和 4 年度に変更）
- 後期：令和 5 年度(2023 年度)～令和 9 年度(2027 年度)

(3) 実施計画【後期基本計画に基づき策定】

基本計画に示した施策を、計画的かつ効率的に実行するための事務事業について、具体的な内容やスケジュールを定め、毎年度の予算編成や事業実施の指針を示すもの。計画期間は2年間とするが、社会情勢や財政状況を踏まえ、毎年度見直しを行う。(ローリング方式)



4 計画の策定体制

(1) 審議機関

- 総合計画審議会 (30名以内)

那須塩原市総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、基本構想及び前期基本計画1年延長並びに後期基本計画(案)について調査審議し、答申を行う。

(2) 庁内検討組織

審議会に提出する後期基本計画(案)等の検討・調整及び新たに盛り込むべき内容の提案等のため、那須塩原市総合計画策定員会設置規則に基づき庁内に以下の組織を設置する。

- ① 策定委員会 (18名) …委員長：副市長、委員：各部長級
- ② 幹事会 (10名) …委員長：企画部長、委員：幹事課長
- ③ 専門部会 (9部会) …部会長：各部長、部会員：各課長
- ④ ワーキンググループ (9部会) …座長：幹事課長補佐、委員：指名職員
- ⑤ ワーキンググループチーフ会議 (10名) ※連絡調整のため任意組織として設置
…座長：企画政策課長、委員：幹事課長補佐 (各WGチーフ)

(3) 市民の参画

市のまちづくりの指針となる計画を作るにあたり、市民の意見をより広く取り入れるため、次の手法を取り入れる。

① 審議会委員の公募

計画策定時より市民の声を反映するため、審議会委員を公募する。

② 市民アンケートの実施

無作為抽出による18歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を実施し、施策に対する市民の満足度や重要度を把握するとともに、現在の市民ニーズを調査。

③ 中高生アンケートの実施

市の将来を担う中高生を対象にアンケート調査を行い、市の将来に何を求めているのかを把握する。

④ 市民ワークショップの開催

市民ワークショップを開催し、市の将来について市民とともに考える機会を設ける。

⑤ パブリックコメントの実施

後期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求める。

⑥ 地域及び関係団体説明会の実施

後期基本計画（案）について地域住民及び関係団体を対象に説明会を開催し、広く市民の意見を求める。

(4) 議会

- 議会とは定期的に協議を行うとともに、最終的に原案を議会上程する。

5 策定スケジュール

- 令和3(2021)年 4月～ 総合計画審議会の設置（随時開催）
庁内検討組織（随時開催）
 - 前期基本計画の検証
 - 後期基本計画の策定
 - 市民ワークショップ等の実施
- 令和4(2022)年 7月 パブリックコメントの実施、地域及び関係団体説明会の実施
- // 10月 調整会議・庁議
- // 12月 議会上程